

商法526条3項における法人売主の悪意の判断基準

東京高判令和4年12月8日判タ1521号131頁

大東文化大学准教授
王 学士 Xueshi Wang

I 事実の概要

X（原告・控訴人＝被控訴人）は、衣服の製造加工、販売、賃貸及び輸出入等を主たる事業とする株式会社であり、Y（被告・被控訴人＝控訴人）は、衣料副資材の企画・製造・販売及び情報システム、情報タグの製造販売、バーコード関連機器販売を事業内容とする株式会社である。本件訴訟に至るまでの経緯は次のとおりである。

Xが他社に対して納入する従業員用ユニフォームに縫い付けるためのバーコードネーム（従業員が着用するユニフォームを識別して管理することを目的とする13桁の数字列を表す1次元バーコードなどを印刷した布製ラベル）をYに注文した（以下「本件契約」という）ところ、Yが令和元年6月から同年11月にかけて80万枚以上のバーコードネームをXに納入したが、各バーコードネームに印刷されたバーコードは所定の識別番号数字と異なるため管理の用に供し得ない瑕疵（以下「本件瑕疵」という）があり、同年12月にYの担当者がこれに気付いたが社内で情報が共有されなかったためXには連絡されなかった。令和2年5月になってXが本件瑕疵を認識するに至り、Yに通知したにも関わらず、この時点で、Xが海外の業者を使ってバーコードネームをユニフォームに縫い

付けさせた上でユニフォームを日本に送らせるなどしていたため、改めてユニフォームに瑕疵のないバーコードネームを縫い付けさせる補修作業などが必要となり、その費用相当額等の損害が生じたとして、XがYに対して債務不履行等に基づく損害賠償請求をした。これに対し、Yは、Xが商法526条2項の所定期間内に検査義務を履行して通知していないから、Xは損害賠償を請求できないと主張して争った。第1審判決（東京地判令和4年3月25日〔令和2年（ワ）第21888号〕D1-Law.com 29070225）は、本件瑕疵に関するYの悪意を認め、2割の過失相殺の上、Xの請求を一部認容した。そこで、Yは、原審判決を不服とし、Xの請求の棄却を求めて控訴した。

II 判旨

本判決は、原審判決の大部分を引用した後、その判示のうち商法526条3項にいう悪意の認定に関して次のように補正し、Xの損害賠償請求を認めた（原判決変更・確定）。

(1) 「商法526条3項が悪意の売主に同条2項の売主保護規定を適用しない旨定めているのは、かかる売主には自己の債務が履行済みであるとの売主の信頼を保護する必要がないとの趣旨に出たものと解されるところ、同項の規定により